

基準病床と病床整備について

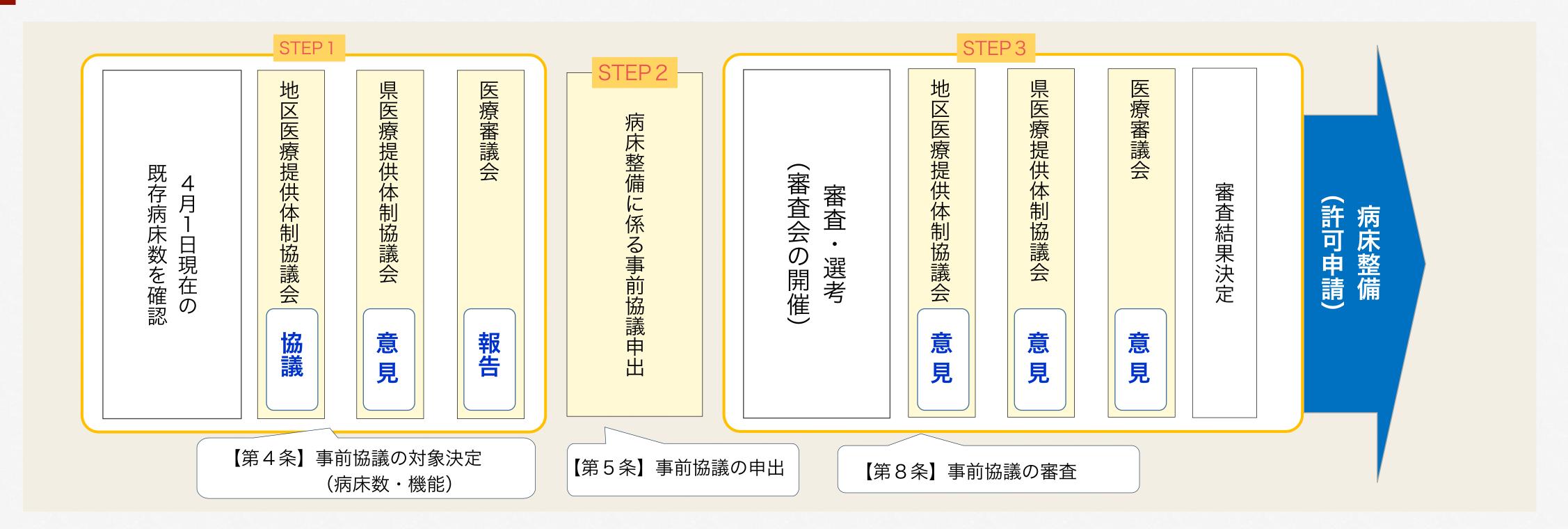
経緯

- ◉ 病床の整備については、医療計画に定める基準病床数(全国統一の算定式により算定)を既存病床数が上回る場合、基本 的には開設・増設を許可しないことが医療法に定められている。
- ◉ 本県においては、基準病床数が既存病床数を超えているたため、地域医療構想で示された回復期機能を持つ病床等、整備 が必要なものについては厚生労働大臣へ協議し特例病床の適用により増床・病院開設の許可を行ってきたところである。
- ◉ 今回、第8次医療計画において基準病床が既存病床を超えたことから、今後の増床・病院開設に係る要綱を別添のとおり 定め、地域での事前協議による病床整備を行っていくことしたい。

【参考】中部圏域における令和3年度の病床公募状況

No.	医療法人名	医療機関名	配分病床数	運用開始時期
1	医療法人アガペ会	北中城若松病院	26床	令和4年4月
2	沖縄医療生活協同組合	中部協同病院	28床	令和4年4月
3	医療法人緑水会	宜野湾記念病院	21床	令和5年4月
4	社会医療法人敬愛会	新設病院	9 4床	令和5年12月
		合計	169床	

病床等の開設等に関する指導要綱(案)の概要



- (1) 毎年度4月1日現在の既存病床数を調査し、基準病床数との過不足を確認し、事前協議の対象となる二次医療圏の地区医療提供体制協議会において、不足 となっている病床数及びその機能等を協議する(4条1項)。
- 協議結果について県医療提供体制協議会へ意見を確認し医療審議会へ報告する(4条2項)
- (3) 県医療提供体制協議会において定めた期間内(6条)、病床整備を希望する医療機関が事前協議の申出を行う(5条)。
- (4) 県が、事前協議のあった医療機関の増床計画等について、①法令に抵触しないこと、②医療計画との整合性、③計画の確実性等を審査する(8条1項)。
- (5) 二次医療圏の地区医療提供体制協議会の意見を確認し(8条3項)、県医療提供体制協議会の意見を確認し、医療審議会へ報告する(8条4項)。
- (6) 報告を行った医療審議会での意見を踏まえ、審査結果を決定する(8条5項)。
- (7) 事前協議終了後においてもなお既存病床が基準病床を下回る場合には4条の規定を準用する(10条)。

不足する病床の数と機能の確認について

1. 数

【中部圏域】令和6年4月1日時点

基準病床(4,529	
既存病床(3,936	
	一般	2,623
	療養	1,313
差 (B-A)		593

● 593床全て不足する病床とするか、事前協議 を行う数を段階的に定めるか要検討

2. 機能

- 不足する機能を確認するには、以下の項目についての精査の必要が あると考える
 - ▶ 令和3年度の特例病床(地域包括ケア病棟)による病床整備の効果検証
 - 回復期機能を持つ病床の検討 -ポストアキュート機能・サブアキュート機能の評価 -アンケート調査等
 - ▶ 令和6年度診療報酬改定の影響
 - -地域包括医療病棟、その他施設基準届出変更の状況確認

◉ 上記のとおりそれぞれの課題があるため、その課題整理を行い、協議に必要な条件が整い次第、要綱(案)第4条に定 めるを行うこととしたい。